

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途状況についてお知らせします

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%へ引き上げられたことに伴い、国から交付される地方消費税交付金も 1%から 1.7%へ引き上げられました。この地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、全て「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされており、平成 29 年度決算において、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費は次のとおりです。

○ 平成 29 年度決算額
【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1 億 9, 4 4 3 万円 【歳出】社会保障施策に要する経費 3 9 億 8 3 7 万円

区 分		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち社会保障財源分の地方消費税交付金
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者に対する給付費、子ども・子育て支援に要する経費など	16 億 4,857 万円	8 億 7,002 万円	1 億 1,103 万円	6 億 6,752 万円	4,628 万円
社会保険	国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金など	5 億 391 万円	1 億 1,407 万円	133 万円	3 億 8,851 万円	2,693 万円
保健衛生	救急医療確保、医師確保対策など 町立病院事業会計への繰出金、各種予防接種に要する経費など	17 億 5,589 万円	141 万円	595 万円	17 億 4,853 万円	1 億 2,122 万円
合 計		39 億 837 万円	9 億 8,550 万円	1 億 1,831 万円	28 億 456 万円	1 億 9,443 万円

※円単位のをを四捨五入し万円単位で表記していますので、合計の額が一致しない場合があります。